

# 令和6年度 予算編成方針

令和5年10月

市川市長

## 目 次

<b>1. 中期財政見通し</b> .....	<b>1</b>
(1) 国の経済見通しについて .....	1
(2) 本市の中期財政見通しについて .....	1
<b>2. 令和6年度予算編成の考え方</b> .....	<b>4</b>
(1) 基本的な考え方.....	4
(2) 予算編成方針 .....	5

## 1. 中期財政見通し

### (1) 国の経済見通しについて

政府が6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」では、我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しているものの、世界的な物価高騰とそれに対する各国の金融引締めによる海外景気の下振れリスクなど、景気を下押しする要因もあり、今後も注意が必要であるとしている。

こうした情勢認識に基づき、国の令和6年度予算は、こども・子育て支援加速化プランの推進や、グリーントランスフォーメーション・デジタルトランスフォーメーションの加速など、「新しい資本主義」の取組みを軸とした重要政策課題に対し、必要な予算措置を講ずること等により、メリハリを効かせた予算編成を行うとの方針を示している。

政府の基本方針を踏まえ内閣府が7月に発表した年次試算の成長実現シナリオでは、個人消費の回復や企業の設備投資の増加への期待から、実質経済成長率が今年度1.3%、来年度は、1.2%程度になるとの予測をしているが、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、米国ではインフレ抑制のための政策金利の引き上げにより、この春先には銀行の経営破綻が生じており、連鎖的な破綻は回避されたものの、景気後退の不安要素はぬぐい切れない状況にある。

そこで本市では、国の経済見通しを参考としつつも、国内外の経済情勢を注視し、最悪の事態を想定したリスク管理を徹底することにより、市税の減収への備えや、基金等の保有財産の保全に努めるなど、強固で持続可能な財政基盤を堅持しつつ、重要政策課題に係る施策等を推進していく必要がある。

### (2) 本市の中期財政見通しについて

国の試算等を踏まえ、本市における今後3年間の歳入・歳出、及びその差引額を推計した中期財政見通しでは、各年度とも要求ベースで概ね70億円から100億円程度の財源不足が生じるものと見込んでいる。

まず**歳入**について、**市税**のうち個人市民税は、ふるさと納税制度による減収の影響が続くものの、人口の微増による納税義務者数の増加や、給与所得の伸びから増収が続き、固定資産税は、土地については、地価公示価格の上昇を受け令和6年度の評価替えにより増収し、家屋についても、新增築に伴う新規課税により増収となるなど増収傾向が続くことにより、市税収入全体で令和8年度まで引続き順調に推移するものと見込んでいるが、将来的には、人口減少などによる個人市民税の減収が懸念されている。

また、**地方消費税交付金**は、国の経済成長率の見通しを踏まえ、増加傾向で推移していくものと見込んでいる。

一方、**歳出**については、**人件費**において、民間の給与水準を踏まえ公務員給与の引上げが勧告されたことや、定年年齢の段階的な引上げにより、令和 14 年度まで定年退職者が隔年で生じ、年度間で退職手当が増減することにより、令和 6 年度は大幅に増加し、それ以降は、退職手当の影響により 10 億円前後の増減があるものと見込んでいる。

また、**扶助費**については、令和 6 年度は、児童手当の拡充による大幅な増を見込み、それ以降も私立保育園運営費や、障がい者支援費、生活保護費などの伸びにより、右肩上がりで増加していくものと推計しており、**物件費**についても、国が進めている「自治体情報システム標準化・共通化」に要する経費の増などにより、令和 6 年度に大幅な増加を見込んでいる。

**普通建設事業費**は、遺跡の発掘調査のため中断していた国府台公園野球場の再整備の再開や、クリーンセンター建替えまでの安定稼働を目的とした修繕、大洲小学校の増築などにより令和 6 年度は大きく増加し、令和 7 年度以降は、クリーンセンター、斎場、宮田小学校の建替えや、本八幡駅北口駅前地区再開発の進捗等による増加を見込んでいるが、改訂後の公共施設個別計画を推計に反映した結果、直近の事業費については一定の平準化が図られており、それに連動する形で**公債費**についても抑制が図られている。

以上のとおり、増加し続ける社会保障関係経費や、国が進める施策への対応に加え、老朽化した公共施設の更新や子育て環境の整備、その他の本市が抱える行政課題の解消に向けた取組みの実施などにより、市税等の歳入増を歳出の増加が上回ることで、各年度とも要求段階での財源不足が見込まれているものである。

このような状況の中、今後も持続可能な財政運営を行っていくためには、「歳入に見合った歳出」となる財政構造の維持が不可欠となることから、行政課題を解消するため優先的に進めるべき新規・拡大事業を実施する必要性が生じた場合においては、中長期的な見通しを立て、事業期間を設定した上で進めることとし、事業実施後には効果を検証し、継続の要否を判断する必要がある。

また、事業を継続していく際には、歳出面では、改めて既存事業の見直しにより経費の削減に努めるとともに、事業の選択と集中により、効率的かつ効果的な予算配分をすること、歳入面では、安定的な財源の確保に努めていく必要がある。

市川市中期財政見通し（令和6年度～8年度）

単位：億円

区 分		5年度 当 初	6年度 推 計	7年度 推 計	8年度 推 計	計 (6年度～8年度)
入	市税	899.2	920.2	939.0	948.4	2,807.6
	地方消費税交付金	108.8	108.8	118.1	127.8	354.7
	使用料・手数料	41.9	42.2	42.7	42.4	127.3
	国庫支出金	351.4	371.5	383.5	421.2	1,176.2
	県支出金	133.0	139.8	147.8	145.6	433.2
	諸収入	40.8	55.8	52.6	52.6	161.0
	市債	33.2	96.1	100.1	141.2	337.4
	その他	59.7	60.7	59.9	64.1	184.7
	歳入合計(A)	1,668.0	1,795.1	1,843.7	1,943.3	5,582.1
出	人件費	302.9	333.3	321.7	330.7	985.7
	扶助費	571.3	630.2	647.5	661.3	1,939.0
	公債費	88.3	84.3	85.4	85.0	254.7
	物件費	357.9	381.4	382.8	373.9	1,138.1
	繰出金	129.8	141.3	145.3	148.5	435.1
	普通建設事業費	69.9	189.6	200.2	291.3	681.1
	その他	147.9	141.7	138.2	138.9	418.8
	歳出合計(B)	1,668.0	1,901.8	1,921.1	2,029.6	5,852.5
財源不足額(A)-(B)		0.0	▲ 106.7	▲ 77.4	▲ 86.3	▲ 270.4

注：6年度以降の推計は要求ベースであり、財源不足額については、予算査定により調整する。

## 2. 令和6年度予算編成の考え方

### (1) 基本的な考え方

令和6年度は、次の基本方針に基づき予算編成を行うので、趣旨を十分理解したうえで予算要求を行うこと。

#### ① 将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の継続

令和5年度当初予算編成において、クリーンセンター、斎場の建替え等を優先的に進めるため、準大規模建設事業の実施時期の見直しなどの「財政保全措置」の取組みを3年間実施する方針を打ち出したことで、将来の公債費負担について一定の平準化が図られたものの、昨年から続く資材価格高騰に加え、公共施設整備におけるカーボンニュートラルに向けた取組みなどにより、建設費がこれまでの見込みを大幅に上回り、公共施設整備基金の積増しなどによる財源の確保が必要となっている。こうした状況の中、今後クリーンセンターの建替えや学校の建替えが予定されており、同様に建設費の上昇が見込まれていることから、財政保全措置の取組みについては令和6年度も継続することとする。

#### ② 社会経済情勢等を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したものの、完全な収束には至っておらず、また、昨年から続く物価高騰についても先行きが見えない状況にある。令和6年度においても、これらの要因による市民生活や市内経済への影響について配慮する必要があることから、国等の経済対策などの動向や予算措置の状況にも注意を払うこと。

また、既存事業について、最近の社会経済情勢等を踏まえ、実情に見合った内容となっているか検証し、運用面を含めて必要な見直しを行うとともに、新たな需要への対応が必要な場合には、速やかに対策を講じること。

#### ③ 自主財源の確保

学校給食費の無償化や、子ども医療費助成の対象範囲拡大、第2子以降の保育料の無償化など、既に着手した事業を継続しつつ、優先的に進めるべき事業を新たに展開していくには、安定的な財源の確保が必要となる。

本市の歳入の根幹である市税収入のうち、半分近くを占める個人市民税は、景気の影響を受けやすいうえ、将来的に人口減少による減収が見込まれていることから、国や県からの特定財源を積極的に活用するのは当然のこと、市税収入も含めた自主財源の確保に努めること。

## (2) 予算編成方針

予算編成における基本的な考え方を実践するため、次のとおり具体的方針を定めたので、予算要求にあたり、これらの事項を厳守すること。

### ① 予算要求基準の順守（財政保全措置の継続）

「（１）基本的な考え方」で示した通り、令和５年度当初予算編成で実施した「将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択」については次により継続する。

- ア. 「経常的経費」及び「政策的経費 A」事業の予算要求は、特定の経費を除き、令和５年度当初予算額を上限とするゼロシーリングを実施する。
- イ. 新規・拡大事業は、優先的に進めるべき事業や、早急に取り組まざるを得ない事業を除き、原則凍結したうえで、真に必要な事業について選択する。
- ウ. 公共施設の更新等に係る予算要求は、令和５年３月に改訂した公共施設個別計画に基づき、必要なものについて行う。
- エ. 原則として、高額な新規の土地購入を制限する。

### ② サマーレビュー（事務事業の点検・見直し）を踏まえた予算要求

サマーレビューで実施した「既存事務事業の見直し」について、市長ヒアリングを実施した事業や、各部局等が自ら見直し可能と提案した事業のほか、見直し不可として提案したものであっても、サマーレビューの結果通知により見直しの方向性が示されている事業については、通知内容を当初予算要求に反映すること。

なお、事業の性質上、令和６年度予算への反映が間に合わない場合は、その理由を明らかにしたうえで、引き続き令和７年度の予算編成に向けて準備を進めること。

### ③ 施設の老朽化への対応

公共施設の老朽化への対応については、規模や設備など施設のあり方を改めて検討することとし、更新の際には、施設管理上の効率性や省エネルギー性能を考慮しつつ標準的な仕様によることを基本とし、過大な投資は避けること。

また、費用対効果を高めるため民間の資金やノウハウの活用も検討すること。

なお、事業費は見積り段階から適正な額となるよう十分精査し、公正さに欠ける行為がないよう競争性、透明性など契約における諸原則を厳守すること。

このほか、公共施設個別計画に基づく更新とは別に、市民の利便性や安全性の確保等のため、別途施設の維持補修が必要な場合については、更新時期等を考慮のうえ、事業費を十分精査したうえで要求すること。

#### ④ 重点施策の推進

市制施行 90 周年を起点として、市民に喜ばれる持続可能なまちづくりをさらに加速化させていくため、実効性・即効性のある施策の中でも特に重要な施策については、限られた予算の中で優先的に進めていく必要がある。

このことから、事業の選択と集中を徹底するとともに、職員一人ひとりの創意工夫により、これらの重点施策について効率的・効果的に事業展開ができるよう、内容を十分精査の上、予算要求すること。

#### ⑤ 予算の適切な見積りと業務効率化による経費の削減

当初予算へ計上する事業費は、年間を通じて必要となる経費の見積りを正確に行い、過去の決算を分析したうえで要求するとともに、予算の要求漏れがないよう徹底すること。

要求に際しては、行政手続きのオンライン化や AI、RPA などのデジタル技術を活用することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、事務の効率化や職員配置の適正化に努めること。

また、コロナ禍への対応として新たに開始した事業や、経費を拡大した事業については、5 類感染症に移行したことを踏まえ、必要な見直しを行ったうえで要求すること。

なお、補正予算は、当初見込めなかった制度改正や国の経済対策への対応など、当初予算成立後に生じた事由に基づき経費の追加等を行うものであることを理解し、政策的な新規・拡大事業については、原則として当初予算で要求すること。

#### ⑥ 財源確保のための取組

各部局等で進めている事業は、市税をはじめとした歳入を確保してはじめて実施できるものであることを改めて認識し、全会計において収納率の向上を図るとともに、債権管理を徹底し、収入未済額の縮減を図るなど、歳入の確保に努めること。

特に、継続的に実施する事業の経費については、市税等の経常的な一般財源で賄うのが原則であることを認識し、新規事業の実施にあたっては、既存事業の見直しなどにより経常的な財源の確保の見通しを立てた上で予算要求すること。

ふるさと納税制度による個人市民税の減収は、令和 4 年度決算ベースで約 22 億円に達し、今後も減収の影響の拡大が見込まれるなど、このままでは本市の行財政運営に支障をきたす可能性があり、看過できない状況にある。

こうした事態に対処するため、職員一丸となって本市の魅力を高める施策の推進に努めるとともに、クラウドファンディング等の活用を図ることなどにより、寄附の受入れ額を拡大するよう努めること。

また、サービスの提供を受ける者からの負担を求めることが望ましい場合は、受益者負担の考えに基づく費用徴収について検討すること。

## ⑦ 国・県の補助事業の留意事項

各部局等が所管する事業に関連する、国や県の予算編成状況について情報収集を行い、既存事業、新規事業の別を問わず、活用可能な補助制度がある場合には必ず当初予算に計上すること。

このうち、新たな補助事業の要求にあたり、国等の補助金の交付年限が定められている場合は、本市の事業においても事業終期を定めること。

また、国費等にも税金が使われていることを意識し、補助があることのみを理由として安易に事業化せず、費用対効果や、真に必要なサービスであるかなどの確認をしたうえで要求すること。

なお、国や県の要綱等で規定されている補助率どおりに補助金が交付されていない場合には、決定機関に対して補助率どおりの交付を要望するとともに、一般財源の負担に見合った事業費への見直しについても検討すること。